

# 西宮市立上ヶ原小学校PTA 公認サークル活動細則

上ヶ原小学校PTA会則第14条に基づき、公認サークル活動に関して以下のように定める。

(西宮市立上ヶ原小学校PTA会則)

第14条(公認サークル)

- 1 本会は、総務会決議により、本会の目的に沿う活動を行なう団体を公認サークルとして承認することができる。
- 2 本会は、総務会決議により、公認サークルに対し、各種補助を行なうことができる。
- 3 公認サークルは、代表者その他の担当者を置くことができ、その選出方法は各公認サークルにおいて定める。
- 4 公認サークルは、いつでも、活動中止することができる。
- 5 第1項に定める公認サークルの承認を求める方法、その他サークル活動に関して必要な事項は、別に細則で定める。

## 第1条(目的)

公認サークル活動の目的を、以下の通りとする。

- 1 児童の学校生活水準の向上
- 2 PTA会員の教養の向上
- 3 PTA会員相互の親睦

## 第2条(活動の基本指針)

公認サークルは、前項のいずれかの目的に沿う活動を行なうものとし、その管理・運営は法令・PTA規約・細則に反しない限り、各公認サークルの自主にゆだねる。ただし、営利・宗教・政治的目的による活動は禁止する。

## 第3条(公認の要件)

PTAが、サークルを公認サークルとして承認するための要件は、以下の通りとする。

- 1 第2条記載の活動の基本指針に適したサークルであること。
- 2 公認サークルのメンバーとなる者が、PTA会員であること。ただし、指導者および講師はこの限りではない。
- 3 原則として、PTA会員5名以上のメンバーで活動すること。ただし、5名以下のメンバーで活動することにつき、総務会の承認がある場合はこの限りでない。

## 第4条(公認に関する手続)

- 1 サークルについて総務会の公認を得ようとする者は、公認申請書に必要事項を記載し、サークルメンバー名簿と共に総務会に提出する。総務会は、公認申請書の記載事項及び申請者からのヒアリングの結果、サークル活動が第3条記載の要件に資するものであると判断した場合、公認サークルとして承認する。
- 2 PTAは、公認を得ようとするサークルが、第3条1項および2項の要件を満たす場合、総務会の承認を得て、サークルメンバーの募集など、公認を得るための準備活動に協力することができる。
- 3 総務会は、公認サークルの活動が、法令、PTAの規約・細則に反していると判断した場合、学校への迷惑行為があった場合などで、その程度が重大なときは、公認サークルの意見を聞いた上で、公認を取り消す事ができる。

## 第5条(活動)

- 1 公認サークルは、自身でメンバー募集を行う。PTAは、その告知などについて協力することができる。
- 2 公認サークル活動に関連して事故等が生じた場合、事故等により被害を受けた者は、PTAが加入している互助会の規約に従い保険による補償を受けることができる。公認サークルは、事故等があった場合は、直ちにPTA総務役員に報告する。
- 3 総務会は、PTAが公認サークルに補助を行なうことに鑑み、公認サークルに対し、必要な指示を行なうことができる。
- 4 公認サークルは、PTAが定める時期に、活動報告書、決算報告書、次年度活動計画書、次年度予算申請書、公認サークル名簿を総務会に提出しなければならない。ただし決算報告書、次年度予算申請書に関しては、PTA会計からの支出を受けていない場合、不要とする。
- 5 公認サークルは、おたより等による告知を行なう場合、おたより発行の2週間前までに総務役員に対し、告知内容を提出しなければならない。

## 第6条(担当者)

- 1 公認サークルは、代表者その他必要に応じて担当者を置くことができる。
- 2 公認サークルの担当者は、総務会に出席することができる。

3 公認サークルの担当者は、活動において学校施設を使用する場合、事前に予約する。

#### 第 7 条 (活動費)

- 1 P T Aは、年度途中で公認サークルが発足した場合、総務会決議に基づき、P T A総会の承認を得たサークル費の範囲内で、当該公認サークルに対し活動補助費を交付することができる。
- 2 P T Aは、年度途中で公認サークルが発足した場合、総務会決議に基づき、P T A総会の承認を得たサークル費の範囲内で、当該公認サークルに対し活動補助費を交付することができる。
- 3 公認サークルは、活動補助費を、公認サークル活動に不可欠な備品・消耗品の購入、施設利用料、講師への講師料等にあてる事ができる。
- 4 活動補助費にて講師料を支払う場合、講師は公認サークル会員資格を持たない事を条件とする。
- 5 公認サークルは、必要に応じ、下記に従い、公認サークルメンバーからサークル費を徴収して活動費とすることができる事とする。
  - (1) 会費は営利を目的として徴収してはならない。
  - (2) 会費を徴収する場合は、公認サークルごとに規則を定め、会計帳簿を作成し、その写し1部を総務に提出しなければならない。

#### 第 8 条 (解散)

- 1 公認サークルを解散する場合、解散届けに必要事項を記載し、総務会に提出する。
- 2 公認サークル解散時にはP T A会計により購入した備品等を返却しなければならない。また、P T A会計より活動費等の補助を受けていた場合は、解散時点での決算報告書を総務会に提出し、補助金残金を返金しなければならない。

#### 第 9 条 (休止)

- 1 一時的に活動が困難となった公認サークルは、活動を休止する事ができる。
- 2 公認サークルは、活動休止時にはP T A会計により購入した備品等を返却しなければならない。また、P T A会計より活動補助費等の補助を受けていた場合は、休止時点での決算報告書を総務会に提出し、残金を一旦返金しなければならない。

#### 第10条 (その他)

- 1 公認サークルは、本規約に定めない事項について、総務会に審議を求める旨の申し立てをすることができ、この場合総務会は、申立を審議・決定する。
- 2 本細則は、総務会の承認を得て改正することができる。

#### 附 則

本細則は令和2年3月2日より施行する。